**３．圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

 **3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令**

 **(1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出**

消防法第９条の３

危険物政令第１条の10

危険物規則第１条の５によ

り、所在地の消防長等に液

化石油ガスの貯蔵又は取扱

いの開始(廃止)の届出

液化石油ガスの貯蔵又は取扱をする場合

 特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出

 に係る設備以外で､貯蔵量300kg以上の液化石油

　　 ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合

 （工業用を含む。）

 **《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋**

 **【消防法】**

 第９条の３　圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支 障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじ

 め、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、

 航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この

 限りでない。

 ２　前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

 **【危険物の規制に関する政令】**

 **（届出を要する物質の指定）**

 第１条の10　法第９条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定 める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

　 一　圧縮アセチレンガス　40キログラム

　 二　無水硫酸　200キログラム

 　 三　液化石油ガス　300キログラム

 　 四　生石灰　五　毒物　六　劇物 ････ 詳細略

 ２　法第９条の３第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）の政令で定

 める場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第１項､ガス事業法（昭和29

 年法律第51号）第47条の５第１項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

 る法律（昭和42年法律第149号)第87条第１項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本

 部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを

 貯蔵し、又は取り扱う場合（法第９条の３第２項において準用する場合にあつては、当該

 施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

 **【危険物の規制に関する規則】**

 **（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）**

 第１条の５　法第９条の３の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第１の届出書に よつて行わなければならない。

 **3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  提 　出 　書 　類 　名 | 関係法令 | 宛先 | 頁№ |
| 消防法規　則 | 様式 | 消防長 |
|
|  　圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 | 1-5 | １ | ○ | 280 |
|  　 添付書類　様式第４号～第６号 |  － | － | ○ | 276 |
|  (注)１．提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。 ２．添付書類の様式第４号～第６号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。 |

 様式第１(第１条の５関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

|  |
| --- |
|  　 令和　　　年　　　月　　　日 　　　　　　消 防 長　殿届出者　住　所  （電話　　　　　　　　　　　　　）氏　名  　　　 　　　　　　　　　　　　　　 |
|  事業者の所在地 及び名称 |  所　在　地 |   |
|  名　　　称 |   |
| 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称 | 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要 | 貯蔵し、又は取り扱う物質の名称 | 最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg) | 消火設備の概要 |
|  |  | 液化石油ガス |  |  |
| 物質に対する処理剤の種類及び保有量 |  種 　　　　類 |  保 　 有 　 量 |  対象物質 |
|   |   |   |
|  貯蔵又は取扱開始 (廃止)予定年月日 |   |
|  緊急時の連絡先 |  昼　　　間 |  　　　　　　　　(電話　　　　　　　　　　　　) |
|  夜間・休日 |  　　　　　　　　 (電話　　　　　　　　　　　　) |
|  その他必要な事項 |   |
| ※受付欄 | ※　経　過　欄 |
|  |  |

 備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

 ２ 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

 ３ 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。

　　　４ ※印欄は、記入しないこと。

 ５ 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内におけ

 る物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

|  |
| --- |
| (注)１．液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。（上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。）ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。２．高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000kg未満。3,000kg以上の場合は、第２種貯蔵所の届出をすること。３．液化石油ガス設備工事の届出に添付する第４号から第６号の図面を提出先に確認し添付すること。 |